

高知労働局発表
平成28年6月7日

【担当】
雇用環境・均等室
室長 松原 大
雇用環境改善・均等推進監理官 矢野 毅
電話 :088-885-6041
FAX :088-885-6042

「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」応募事業主の方の募集について ～事業主の皆さん、まずは「パート労働者活躍企業診断・宣言」を！～

高知労働局（局長 園田 智幸）では、厚生労働省（委託先:みずほ情報総研株式会社）においてパートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業等を表彰する「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」（以下「企業表彰」という。）への応募企業を募集しています。

高知県においては、平成28年3月のパート有効求人倍率1.68倍、有効求人に占めるパートの比率44.6%(全国40.9%)と他の県と比べても高く、全国11位となっています。

少子・高齢・人口減少が進んでいる高知県では、これらのパートタイム労働者が活躍できる職場環境を整備することが強く求められています。

本表彰の応募に当たっては、「パート労働者活躍企業診断」（以下「診断」という。）及び「パート労働者活躍企業宣言」（以下「宣言」という。）を行った事業主を応募要件としているため、より多くの企業が「診断」「宣言」を行い、企業の自主的な取組が期待されます。

1 主旨と目的

パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保を推進し、パートタイム労働者が活躍できる職場環境を整備するためには、企業の自主的な取組が重要です。このため、他の模範となるパートタイム労働者の活躍推進に取り組んでいる企業等を表彰し、その取組を広く発信し、他の企業の取組を促進することを目的として、平成27年度より実施しています。

昨年度、高知県では「企業表彰」に応募した企業はありません。

2 応募締切

平成28年7月27日(水) [必着]

3 表彰の種類

- ・最優良賞(厚生労働大臣賞)
- ・優良賞(雇用均等・児童家庭局長優良賞)

・奨励賞(雇用均等・児童家庭局長奨励賞)

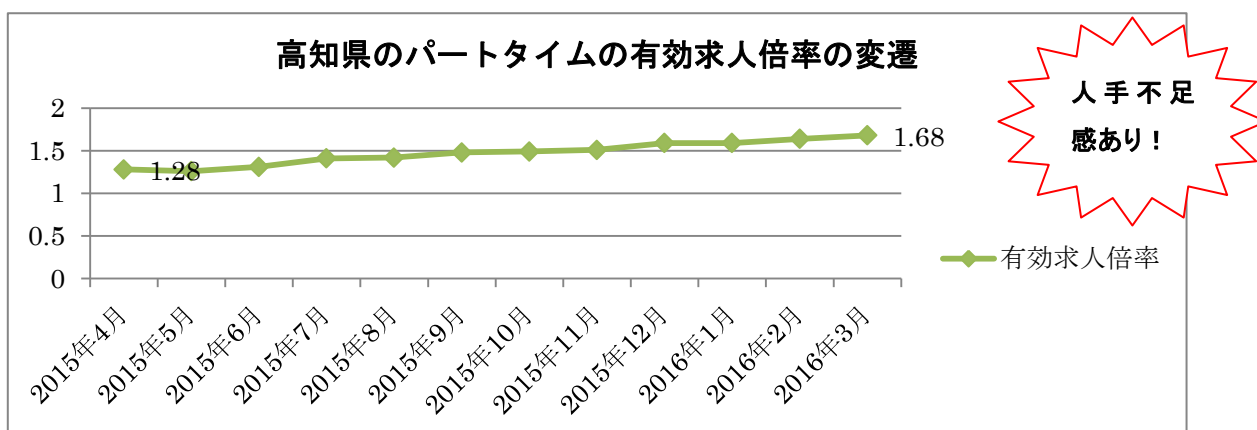
表彰基準として、下記の4分野を設け、そのうち3分野以上の取組を実施している企業を優良賞として表彰します。また、2分野以上(第1分野、第2分野のうち1分野以上を含む)の取組を実施している企業を奨励賞として表彰します。さらに、優良賞の対象から、特に模範となる取組があった場合に最優良賞を選定します。

- ・第1分野 パートタイム労働者の働きぶりの評価と適正処遇に関する取組
- ・第2分野 パートタイム労働者に対する教育訓練やキャリアアップに関する取組
- ・第3分野 パートタイム労働者とのコミュニケーション向上のための取組
- ・第4分野 その他の取組(第1～3分野以外で、パートタイム労働者の活躍推進に向けた取組)

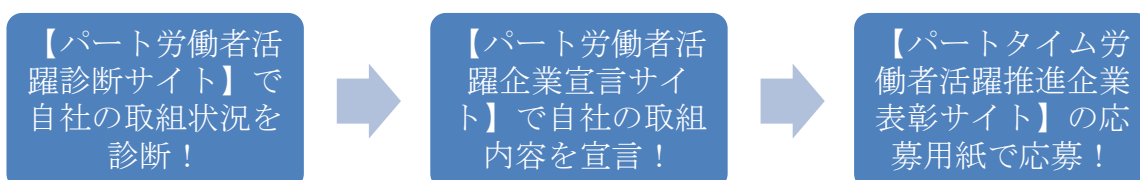
4 受賞のメリット

受賞企業の取組事例は、事例集として取りまとめ、厚生労働省が委託運営する「パート労働ポータルサイト」(<http://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)でも公開するなど広く発信していきます。

受賞企業には付与されるシンボルマークを名刺や商品などに表示することにより、企業のイメージアップや、パートタイム労働者等の優秀な人材確保が期待されます。



5 応募の流れ



6 応募方法

パート労働ポータルサイト内の「[パートタイム労働者活躍推進企業表彰サイト](#)」から、応募用紙をダウンロードし、添付資料を付けて郵送でご応募ください。

- ・提出先 〒101-8443
東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエアビル8階
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
「パートタイム労働者活躍推進企業表彰」事務局 宛